

「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」をT&Dフィナンシャル生命のホームページ上でいつでも簡単に閲覧することができます

スマートフォンでアクセス

ご契約のしおり・約款 特別勘定のしおり



インターネットでアクセス

1 T&Dフィナンシャル生命のHPにアクセスしてください。

T&Dフィナンシャル生命

URL <https://www.tdf-life.co.jp>

2 [Web約款番号・特別勘定のしおり番号]入力欄に5桁の番号を入力して 🔍 をクリックしてください。

[ご契約のしおり・約款]を見る⇒[26023]
[特別勘定のしおり]を見る ⇒[00926]

Web約款番号
特別勘定のしおり番号 5桁の番号入力 🔍

「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」の冊子をご希望のお客さま

お申込時に、タブレット端末または申込書にて「冊子を希望」を選択してください。

後日、お客さまへ「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」の冊子をお送りします。

お申込後でも、「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」の冊子をご希望される場合は請求いただくことができます。

ご希望の場合は、T&Dフィナンシャル生命お客さまサービスセンターへお申出ください。

ご契約の際には「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」を必ずご覧ください

■「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」は、ご契約内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に内容を十分にご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

■「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」はご契約についての大切な事項、必要な知識等についてご説明しています。必ずご一読ください。

くわしくは、この保険の販売資格をもつ募集代理店の担当者(生命保険募集人)にご相談ください。

お申込みいただく際には、お客さまのライフプランなどのほか、公的保険制度の保障内容も踏まえてご検討ください。

■公的保険について

[金融庁ホームページ]

<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>



生命保険募集人について

■募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとT&Dフィナンシャル生命との保険契約締結の媒介を行なう者であり、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込に対してT&Dフィナンシャル生命が承諾したときに有効に成立します。

変額保険の販売資格について

■変額保険の販売資格は、(一社)生命保険協会が実施する「変額保険販売資格試験」に合格し(一社)生命保険協会において変額保険販売資格が登録された生命保険募集人のみが有し、その生命保険募集人のみが変額保険の取扱を行なうことができます。生命保険募集人の権限等の確認を希望される場合は、T&Dフィナンシャル生命お客さまサービスセンターまでお問合せください。

募集代理店からのご説明事項

■法令等の規制により、お客さまのお勤め先等によっては、お申込みいただけない場合があります。

■生命保険契約はお客さまと引受保険会社との契約となり、保険契約のお引受や保険金等のお支払は引受保険会社が行ないます。

■募集代理店による元本および利回り等の保証はありません。なお、保険契約にご加入いただくか否かが募集代理店における他のお取引に影響を及ぼすことはありません。

(お問合せ、ご照会)

[募集代理店]

(ご契約後のご照会)

[引受保険会社]

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社

〒105-0023 東京都港区芝浦1-1-1

[お客さまサービスセンター] ☎ 0120-302-572

受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日等を除く)

[ホームページ] <https://www.tdf-life.co.jp>

「T&D保険グループ」はグループ名称であり、保険会社の名称ではありません。

本保険契約の締結については、T&Dフィナンシャル生命が引受保険会社となります。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

ハイブリッド おまかせライフ

資産成長コース

超過給付コース

変額終身保険(災害加算・I型)

契約締結前交付書面 (契約概要／注意喚起情報) 兼 商品パンフレット

「契約締結前交付書面」は、ご契約のお申込に際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。
ご契約前に内容を十分にご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

商品説明動画は

▼こちら▼



この商品は、T&Dフィナンシャル生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

特別勘定の運用実績等により、損失が生じる可能性があります。

[引受保険会社]

T&Dフィナンシャル生命

長寿化は、ますます進展。

あなたにぴったりの

方法で資産を

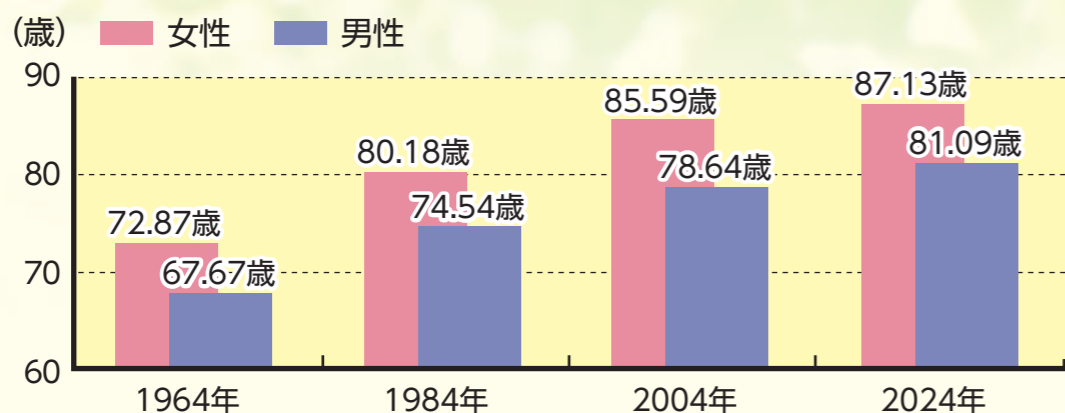
そだてながら、長生きにそなえることが大切です



長寿化は進展しています

平均寿命は男性で約81歳、女性で約87歳です。
長生きにそなえるお金を準備しておく必要があります。

日本における平均寿命の推移



出所:厚生労働省「令和6年簡易生命表の概況」より T&Dフィナンシャル生命作成



今は預金をしてもなかなか増えない時代です

預金に置いておくだけでは資産を増やすことが難しい状況です。
何か良い方法はあるのでしょうか？



出所: BloombergのデータよりT&Dフィナンシャル生命作成

出所: 日本銀行「預金・貸出関連統計」よりT&Dフィナンシャル生命作成

人生100年時代に向けて
資産をふやしたいけど
資産運用を具体的にどうすればいいか
分からない...

忙しいから資産運用について
考える時間や余裕がない...

何に投資したらいいのか
売買のタイミングは
いつがいいのか
自分では
決められない...

株価や為替の動きを確認したり、
マーケット関連のニュースを
毎日確認するのは難しい...



お一人おひとりにあわせて
運用はおまかせできる、
保険のしくみを活用されては
いかがですか？

くわしくは、次ページへ

3 STEPで

あなたに
ぴったりの

運用方法を

ご提案します

STEP 1 資産の活用方法(コース)の選択

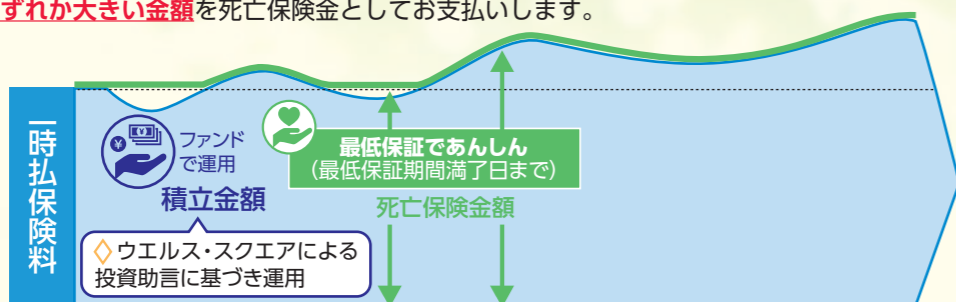
最低保証期間中の死亡保障を確保しながら運用したい方は「資産成長コース」、
値上がり益を受け取りながら運用を継続したい方は「超過給付コース」を選択いただけます。



資産成長コース

安心感をもちながら資産運用を楽しみたい!

- 最低保証期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、**死亡日の積立金額または基本保険金額のいずれか大きい金額**を死亡保険金としてお支払いします。



超過給付コース

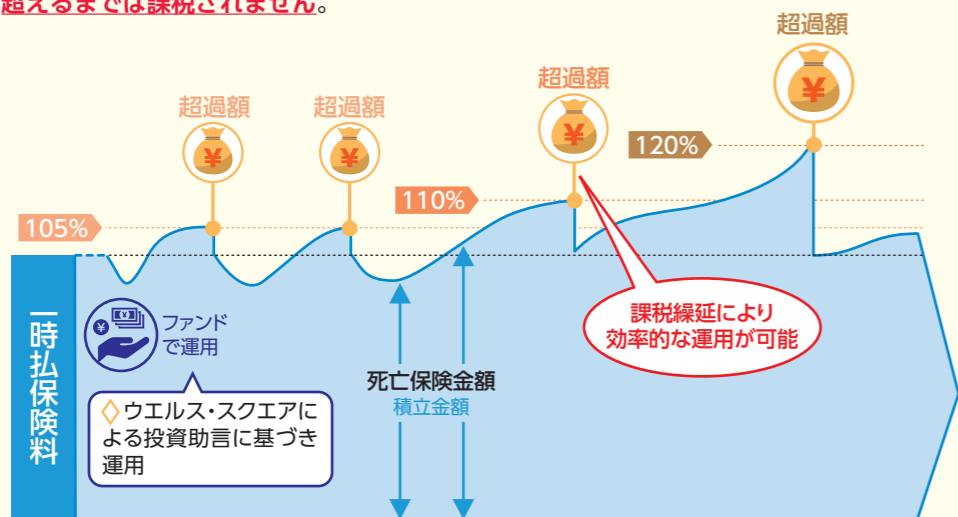
利益実感をもちながら効率よく資産運用したい!

- 積立金額が基本保険金額に超過給付割合を乗じた金額以上となった場合、超過額を受け取ることができます。

超過額 = 積立金額 × 1 - 基本保険金額

積立金額で判定! *1 積立金額が基本保険金額に超過給付割合を乗じた金額以上となった日の積立金額。

- 超過給付割合は、105%・110%・120%・判定なしから選択いただけます。
- 超過額の受取は一時所得の対象となり、**受け取った超過額の合計が払込保険料総額(一時払保険料)を超えるまでは課税されません。**



STEP 2 資産運用に対するお考えをもとに運用の型を決定

ウエルス・スクエアの情報に基づきT&Dフィナンシャル生命が作成する専用のヒアリングシートでお客さまの運用に関するお考え等をヒアリングします。お客さまの回答に基づいて、お客さまに適している運用の型を決定します。

ヒアリングシートで簡単なアンケートに回答します



<資産運用に関するヒアリング>

- 投資経験の有無
- 期待する運用成果
- 運用資金の使い道
- リスクとリターンに対するお考え
- 払込保険料
- 資金の原資
- 相場下落時のお考え



安定型 オルタナティブなし	やや安定型 オルタナティブなし	中間型 オルタナティブなし	やや成長型 オルタナティブなし	成長型 オルタナティブなし
安定型 オルタナティブあり	やや安定型 オルタナティブあり	中間型 オルタナティブあり	やや成長型 オルタナティブあり	成長型 オルタナティブあり

10種類の中から、お考えにあった運用の型が決定されます!

STEP 3 おまかせ運用中のサービス等の活用

運用に関するサービスとして、T&Dフィナンシャル生命からお客さまにつきのサービスを提供します。
保険に関するサービスとして、介護・認知症に関する特約や当社外部提携サービスをご利用いただけます。

運用に関するサービス	定期的な資産配分の見直し	3月、6月、9月、12月に資産配分比率の見直しを行ないます。	P11
	定期運用報告	お客さま一人ひとりの運用報告書を3か月ごとに作成してお送りします。	P11
	リバランス	運用資産の値上がりや値下がりによって、目標とする資産配分比率に乖離が生じた場合、目標とする資産配分比率へ戻す調整(リバランス)を行ないます。	P12
	運用の型の見直し	お客さまの運用に対するお考えの変化や投資環境の変化によって運用の型の見直しができます。	P12
保険に関するサービス・特約	介護認知症年金支払移行特約	公的介護保険制度の要支援1または認知症と診断確定された場合に、解約払戻金を原資に介護認知症年金を受け取れます。(一括受取可)	P13
	介護コンシェル	お客さまのアフターフォローとして、介護や認知症で困ったときの相談や実務のお手伝いができます。	P13
	指定代理請求特約	特別な事情がある場合、指定代理請求人が年金等(一括受取含む)を請求することができます。	P14

⚠ 上記に記載の税制については、2026年4月現在の内容について記載しておりますが、今後変更される可能性があります。個別の税務等詳細についてはお近くの税務署にご確認ください。

⚠ この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、株価、債券価格の変動等に伴うリスクがあり、損失が生じることがあります。くわしくは、P.24~27をご覧ください。

資産の活用方法(コース)の選択

資産成長コース



90歳の年単位の契約当日の前日までの
最低保証期間中の死亡保険金額は基本保険金額が**100%最低保証**されます

- 死亡保険金最低保証特約を付加し、最低保証期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、**死亡日の積立金額または基本保険金額のいずれか大きい金額**を死亡保険金としてお支払いします。

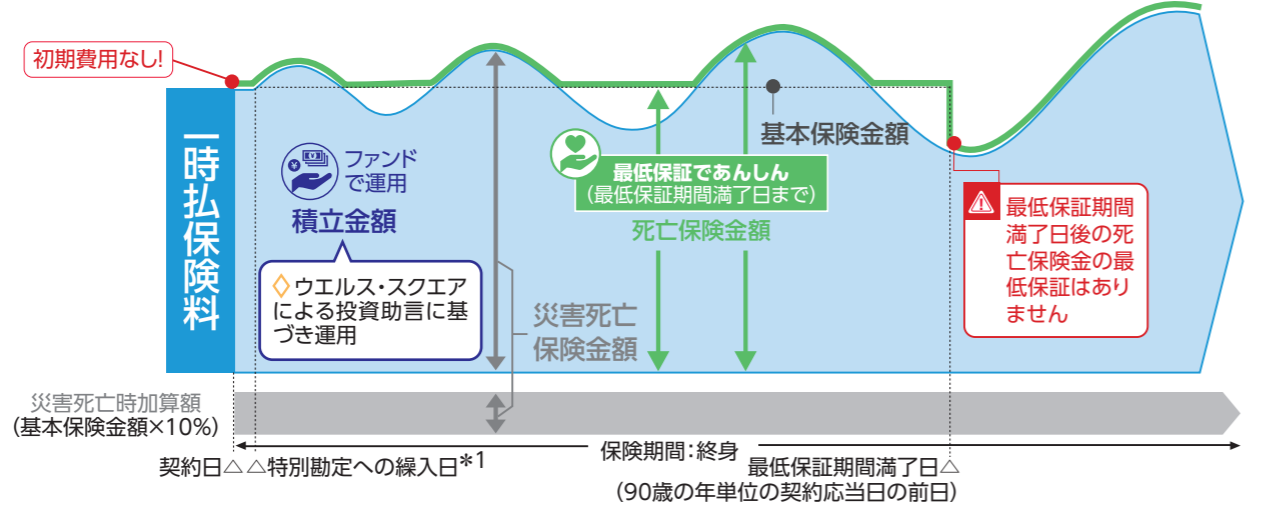
死亡保険金額	死亡日の積立金額 死亡日の基本保険金額	のいずれか大きい金額
災害死亡保険金額	死亡保険金額 + 死亡日の基本保険金額 × 10%	
最低保証期間満了後の死亡保険金額	死亡日の積立金額	

保険期間中であれば、運用資金を追加して**基本保険金額の増額も可能**です

- 増額した場合、増額金額と同額が基本保険金額に加算されます。
- 増額後、最低保証期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、**死亡日の積立金額または増額後の基本保険金額のいずれか大きい金額**を死亡保険金としてお支払いします。
- 余裕資金を活用し、運用資金を積み増すことで、効果的な運用をお楽しみいただくことができます。

[しくみ図(イメージ)]

しくみ図(イメージ)は、減額等があった場合を想定しておらず、将来の死亡保険金額等を保証するものではありません。



*1 申込日からその日を含めて8日目、契約日、承諾日のいずれか遅い日末に特別勘定に繰り入れます。

「死亡保険金を最低保証するために必要な費用」をご負担いただきます

- 積立金額が基本保険金額を下回った場合にのみ「死亡保険金を最低保証するために必要な費用」をご負担いただきます。**特別勘定による運用が好調なときの運用効率を損なうことはありません。**



死亡保険金を最低保証するために必要な費用とは?

- 死亡保険金を最低保証するために必要な費用は、最低保証期間中の死亡保険金額のお支払について基本保険金額の100%を最低保証するために必要な費用です。
- 死亡保険金を最低保証するために必要な費用は、つぎのとおり計算され、月単位の累計額を、月単位の契約当日の前日末に積立金額から控除します。

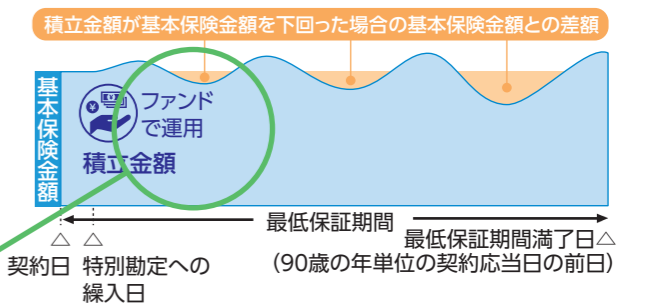
死亡保険金を最低保証するために必要な費用

$$\text{積立金額が基本保険金額を下回った場合の基本保険金額との差額} \times \text{死亡保険金を最低保証するために必要な費用(年率)} \times \frac{1}{365}$$

- 死亡保険金を最低保証するために必要な費用(年率)は、つぎのとおり被保険者の年齢・性別によって異なります。

	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	85歳
男性	0.6481%	1.0060%	1.5499%	2.7030%	5.2113%	9.7052%
女性	0.3506%	0.4681%	0.7256%	1.2923%	2.4794%	5.0956%

※死亡保険金を最低保証するために必要な費用の計算に用いる被保険者の年齢は、年単位の契約当日の年齢をその保険年度内適用します。
※各年齢・性別の死亡保険金を最低保証するために必要な費用(年率)について、くわしくはP.26をご覧ください。



死亡保険金を最低保証するために必要な費用の計算例

- ある1日の死亡保険金を最低保証するために必要な費用の計算例はつぎのとおりです。

基本保険金額 1,000万円

積立金額 900万円

差額 100万円

例示の条件

- ・70歳男性
- ・基本保険金額1,000万円、積立金額900万円(差額100万円)

1日あたりの費用

$$(1,000万円 - 900万円) \times (70歳男性の年率) \times \frac{1}{365} = 42円$$

(円未満は四捨五入して表記)

資産の活用方法(コース)の選択

超過給付コース



超過給付コースには、死亡保険金の最低保証はありません。

超過給付割合は**105%・110%・120%・判定なし**から選択できます

●積立金額が基本保険金額に超過給付割合を乗じた金額以上となった場合、超過額を受け取ることができます。

超過額 = 積立金額*1 - 基本保険金額

積立金額で判定!

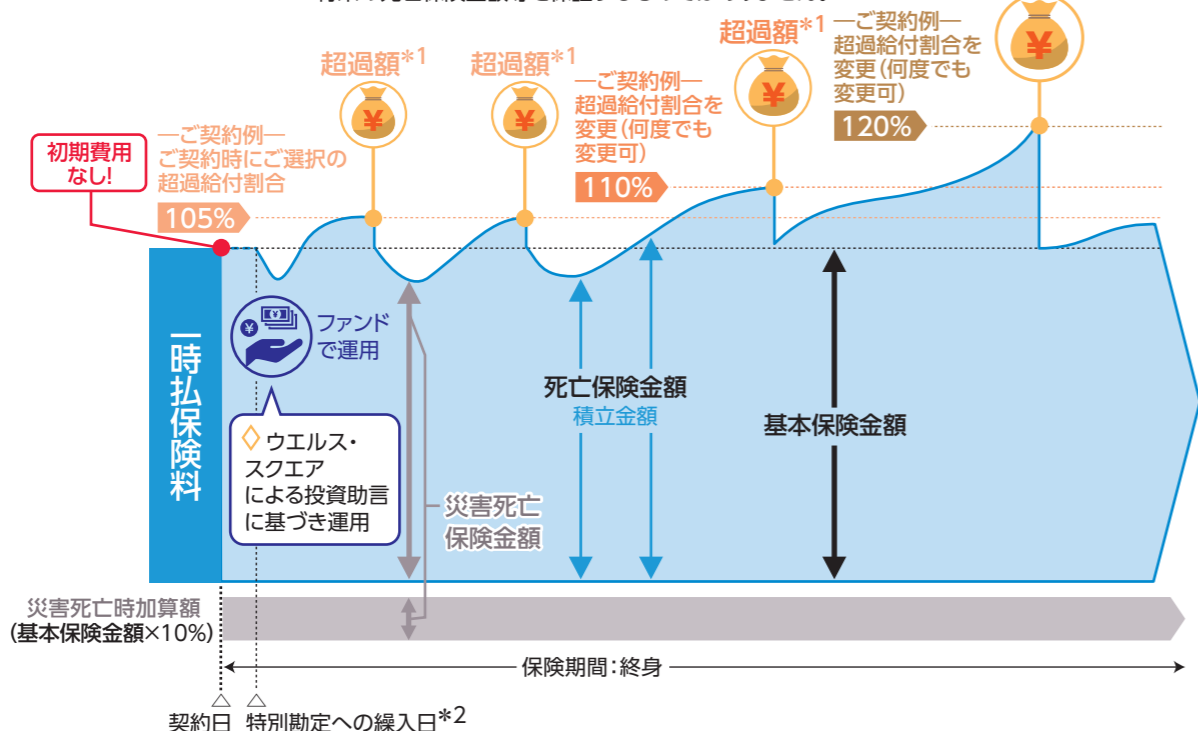
*1 積立金額が基本保険金額に超過給付割合を乗じた金額以上となった日の積立金額。

- 超過額の判定は、**特別勘定への繰入日の翌日以後、毎営業日**行ないます。(超過額が発生した日の翌営業日以降も継続して判定を行ないます。)
- 超過額が発生した場合、自動でご指定の口座にお振込み。日々の運用成果をチェックする必要はありません。
- T&Dフィナンシャル生命より**原則5営業日以内**に超過額給付のご案内を発送します。
- ご契約時、超過額の判定なしをご選択いただくこともできます。

超過給付割合は**何度でも変更が可能**です

- 超過給付割合は、保険期間中に**変更(判定の中断も可)**することができます。
※T&Dフィナンシャル生命お客さまサービスセンターへのお電話で何度でも変更が可能です。
- ご契約時、超過額の判定なしをご選択いただいた場合でも、ご契約日以降、お客さまのお申出により超過給付割合を指定し、判定を開始することができます。

【しくみ図(イメージ)】 しくみ図(イメージ)は、減額等があった場合を想定しておらず、将来の死亡保険金額等を保証するものではありません。



*1 超過額の判定は「積立金額」で判定します。
*2 申込日からその日を含めて8日目、契約日、承諾日のいずれか遅い日末に特別勘定に繰り入れます。
※ 超過額が発生した場合、超過額と同額が積立金額から差し引かれます。

特別勘定の運用実績によっては超過給付割合に到達しない場合もあります。

超過額の**税務**について

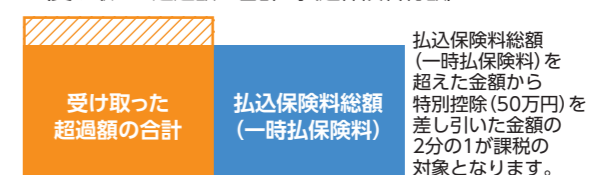
- 超過額を受取は一時所得の対象となり、受け取った超過額の合計が払込保険料総額(一時払保険料)を超えるまでは課税されません。

【イメージ】

①課税されない場合
(受け取った超過額の合計 ≤ 払込保険料総額)



②課税の対象となる場合
(受け取った超過額の合計 > 払込保険料総額)



※上記記載の内容は他に一時所得がある場合や解約・増額・減額があった場合を想定していません。

- ご契約の解約時、過去に超過額のお受取があった場合、「解約払戻金額 - 払込保険料残額*1」が、「**所得税(一時所得) + 住民税**」の対象となります。

*1 一時払保険料から過去に受け取った超過額の合計(必要経費の合計額)を控除した金額。

ご参考 死亡保険金は受取人固有の財産

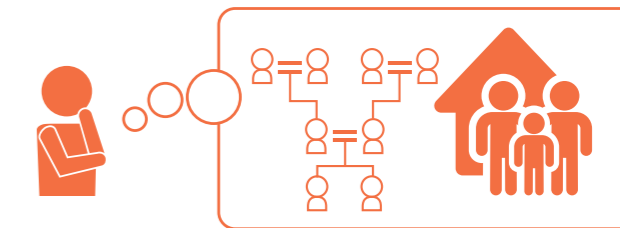
生命保険を活用すると、死亡保険金は、必要書類が揃えば、すみやかに指定された受取人に現金で支払われます。



ご参考 死亡保険金は非課税

死亡保険金は、「500万円×法定相続人の数」までが非課税扱*1となります。

*1 契約者と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人の場合。



! 上記に記載の税制については、2026年4月現在の内容について記載しておりますが、今後変更される可能性があります。個別の税務等詳細についてはお近くの税務署にご確認ください。

資産運用に対するお考えをもとに 運用の型を決定 運用の型診断



お客さまお一人おひとりにあわせたプロによるおまかせ運用をご提供します

お客さまの資産運用に関するお考えをお伺いし、お客さまに適した運用の型が決定されます。
運用の型は、お客さまのリスク許容度に応じ、グローバルな分散投資により
リスク軽減をはかる資産配分となります。



資産運用に関するお考えをヒアリング

●お客さまの資産運用に関するお考えや投資経験、投資資金の性格、リスク許容度等の11項目についてお伺いします。

【運用の型診断イメージ】

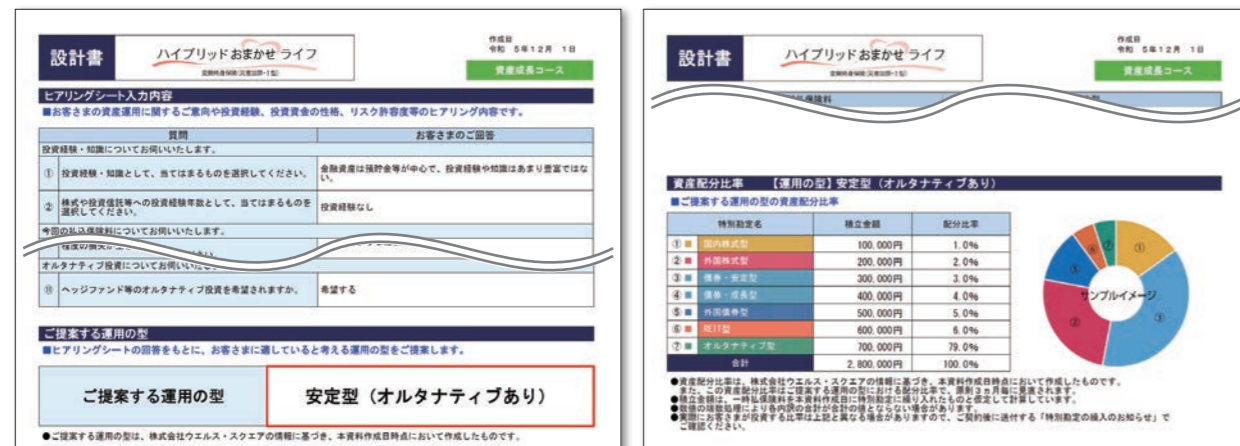


※掲載のイメージは変更となる場合があります。

お一人おひとりにあわせた運用の型

●ヒアリングでお伺いした内容に基づいて、ウエルス・スクエアの情報に基づきT&Dフィナンシャル生命がお客さまに適した運用の型(資産配分)を決定します。

【診断結果イメージ】



※掲載のイメージは変更となる場合があります。

●ヒアリングの結果をもとに、ウエルス・スクエアの情報に基づきT&Dフィナンシャル生命が作成した独自のリスク・リターン分析モデルによって、お客さまのリスク許容度に応じた資産配分を導き出します。

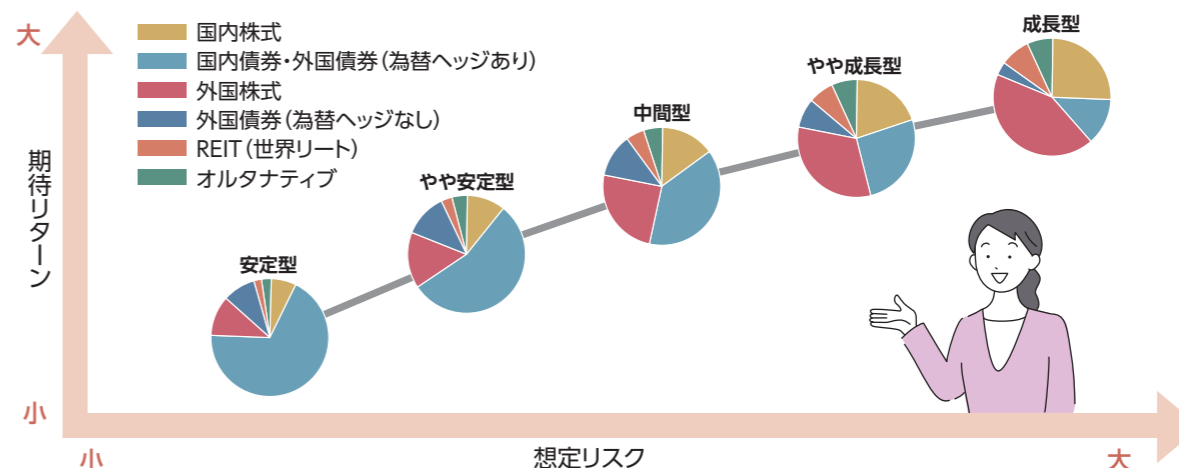
ウエルス・スクエアとは

野村グループのファンドラップ専門の資産運用会社です。

野村アセットマネジメントと野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング、野村総合研究所の投資運用や金融ソリューションのノウハウと経験を結集して設立されました。

会社概要	
会社名	株式会社ウエルス・スクエア
設立	2016年(平成28年)1月21日
資本金	15億円
株主	野村アセットマネジメント株式会社 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社 株式会社野村総合研究所
事業内容	金融商品取引業(投資運用業、投資助言・代理業) 関東財務局長(金商)第2914号

【リスク許容度に応じた運用の型別のリスク・リターン(イメージ)*1】



*1 10種類の運用の型のうち「オルタナティブあり」の5つの型で例示しています。
※円グラフで表示の組入資産の割合はイメージです。実際の運用とは異なります。

【10種類の運用の型を構成する特別勘定(ファンド)】

つぎの特別勘定(ファンド)を組み合わせ、配分することで、10種類の運用の型は構成されています。
《運用会社》野村アセットマネジメント株式会社

特別勘定名	主な投資対象となる投資信託の運用方針
国内株式型	《投資信託名》ファンドラップ(ウエルス・スクエア)日本株式 主として国内の株式を実質的な投資対象とするファンドへの投資を行ないます。
外国株式型	《投資信託名》ファンドラップ(ウエルス・スクエア)外国株式 主として世界各国(新興国を含む)の株式を実質的な投資対象とするファンドへの投資を行ないます。 外貨建資産については為替ヘッジを行なう場合があります。
債券・安定型	《投資信託名》ファンドラップ(ウエルス・スクエア)債券・安定型 主として世界の債券を実質的な投資対象とするファンドへの投資を行ないます。 外貨建資産については為替ヘッジを行なうことを基本とします。
債券・成長型	《投資信託名》ファンドラップ(ウエルス・スクエア)債券・成長型 主として世界の債券(ハイ・イールド債券や新興国債券を含む)を実質的な投資対象とするファンドへの投資を行ないます。 外貨建資産については為替ヘッジを行なうことを基本とします。
外国債券型	《投資信託名》ファンドラップ(ウエルス・スクエア)外国債券 主として世界の債券(ハイ・イールド債券や新興国債券を含む)を実質的な投資対象とするファンドへの投資を行ないます。 外貨建資産については為替ヘッジを行なうことを基本とします。
REIT型	《投資信託名》ファンドラップ(ウエルス・スクエア)REIT 主として世界各国(新興国を含む)の不動産投資信託(REIT)を実質的な投資対象とするファンドへの投資を行ないます。 外貨建資産については為替ヘッジを行なう場合があります。
オルタナティブ型	《投資信託名》ファンドラップ(ウエルス・スクエア)オルタナティブ 様々な資産を実質的な投資対象とし、絶対的収益や多様な収益機会を目指すファンドへの投資を行ないます。

おまかせ運用中のサービス等の活用 運用に関するサービス



運用開始後は、おまかせ運用でお手間がかかりません

お客さまに代わって、ウエルス・スクエアの投資助言に基づき、T&Dフィナンシャル生命が定期的な資産配分の見直しや、目標の資産配分へ戻す調整(リバランス)を行ないます。お客さまには専用の投資信託の投資判断や売買にともなうお手間はかかりません。

定期的な資産配分の見直し

- お客さまとご契約した運用の型(定められた資産配分)に基づき、「ハイブリッド おまかせ ライフ」専用の投資信託に投資することで、運用を開始します。
 - 目標とする資産配分の見直しは、原則、3月、6月、9月、12月に行ない、その翌月に運用資産に反映します。
- ※市場や経済の見通しが大幅に変化したときなどは、臨時で資産配分を見直す場合もあります。

【見直しイメージ】



定期運用報告

- お一人おひとりの運用報告書を3か月ごとに作成してお客さまへ送付、発信します。

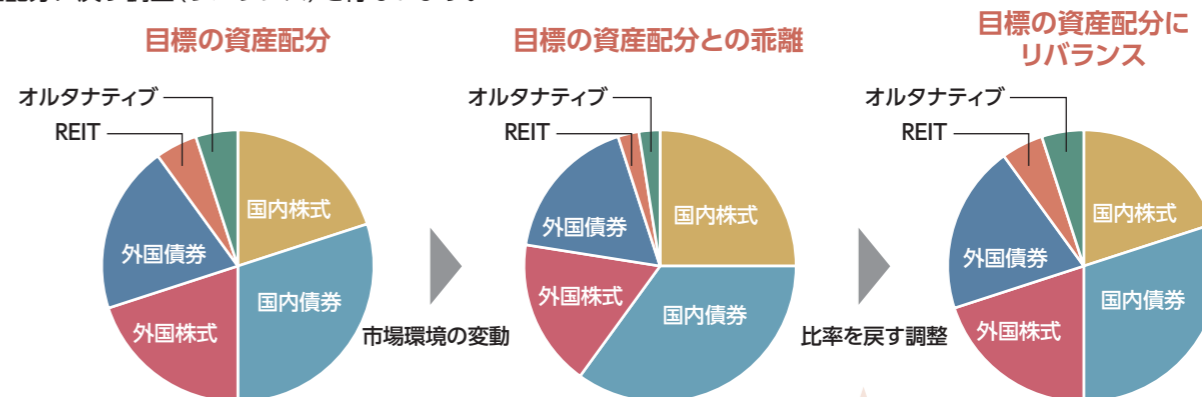


【運用報告書 記載内容】

項目	概要
1 ご契約内容	お客さまにご契約いただいている内容について記載しています。
2 ご資産の状況	直近1年間の月次での積立金額の推移と基準日時点でのご資産の状況を記載しています。 ✓基本保険金額 ✓一時払保険料 ✓増額保険料累計 ✓積立金額 ✓受取金額
3 ご資産の構成比率	お客さまにご契約いただいた運用の型の資産の構成比率です。資産別に構成比を色分けした円グラフで表示しています。
4 残高明細(資産内容の概況)	基準日時点でお客さまが保有する特別勘定のユニット価格・口数・積立金額を記載しています。
5 取引明細	報告対象期間のリバランス取引を表示しています。
6 運用担当者からのコメント	報告対象期間の運用状況について解説しています。

リバランス

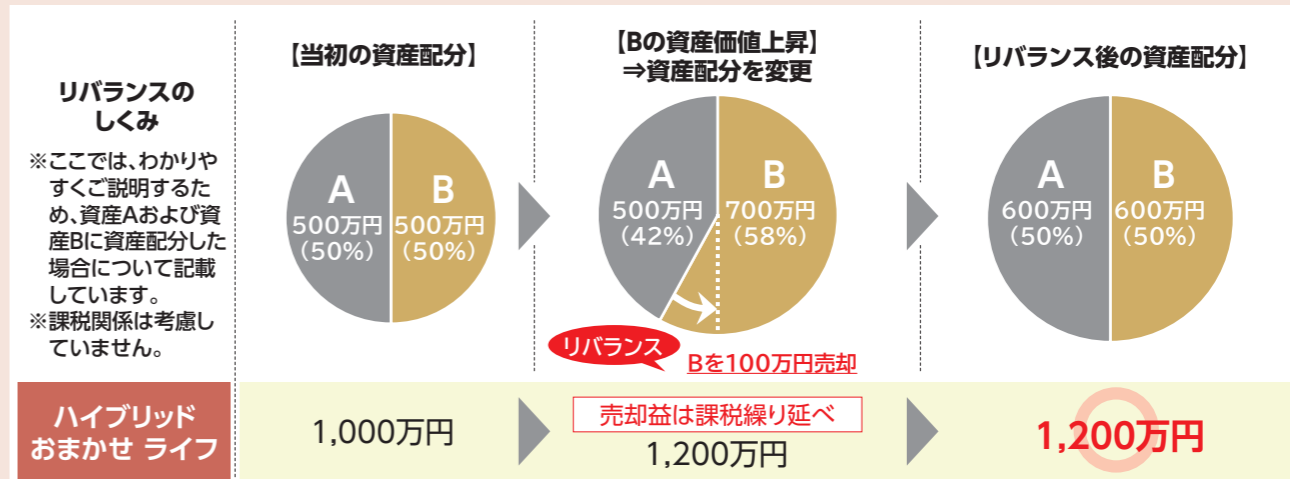
- 運用資産の値上がりや値下がりによって、目標とする資産配分との乖離が生じた場合、一定のルールで目標とする資産配分に戻す調整(リバランス)を行ないます。



※円グラフで表示の組入資産の割合はイメージです。実際の運用とは異なります。

POINT リバランス時の課税は繰り延べられます

- 同じようなリバランスの仕組みをもつ「ファンドラップ」では、リバランス時に売却差益に対して源泉分離課税がかかります。
- 一方で、「ハイブリッド おまかせ ライフ」では、課税が繰り延べされるため、「ファンドラップ」と比較して効率的な運用が期待できます。



⚠ 上記に記載の税制については、2026年4月現在の内容について記載しておりますが、今後変更される可能性があります。個別の税務等詳細についてはお近くの税務署にご確認ください。

運用の型の見直し

- お客さまの投資目的の変更や投資環境の変化等によって、運用の型の見直し等が、いつでもできます。



おまかせ運用中のサービス等の活用 保険に関するサービス



介護・認知症にそなえた機能もお選びいただくことができます

介護認知症年金支払移行特約

- 公的介護保険制度の「要支援1」以上に認定または「認知症」と診断確定された場合、解約払戻金を原資として、介護認知症年金が受け取れます。

介護認知症年金への移行可能時期	介護認知症年金の種類	留意点
被保険者の年齢が40歳以上かつ契約日から1年経過以後	終身年金	解約払戻金の全部を移行（一部移行はできません）
要支援1の目安	認知症と診断確定される場合	
<ul style="list-style-type: none"> 入浴や掃除など日常生活の一部に見守りや手助けが必要。 <p>出所：公益財団法人 生命保険文化センター「定年GO! (2023年4月改訂)」よりT&Dフィナンシャル生命作成</p>	<ul style="list-style-type: none"> 医師により器質性認知症と診断確定され、器質性認知症を原因として、意識障害がないにも関わらず見当識障害がある状態。 <p>【器質性認知症とは】 ・アルツハイマー病の認知症・血管性認知症・パーキンソン病の認知症・レビー小体型認知症 など</p> <p>【見当識障害とは】 単なる「もの忘れ」ではなく、時間や季節、今いる場所や人がわからなくなるといった障害のこと</p>	

- 介護認知症年金は一括で受け取ることもできます。
- 被保険者がお亡くなりになった場合、年金原資からすでにお支払事由が生じた介護認知症年金の合計額を差し引いた金額を死亡一時金として受け取れます。
- お支払事由が生じた介護認知症年金の合計額と死亡一時金の合計額は、年金原資（解約払戻金）を下回ることはありません。
※年金原資からすでにお支払事由が生じた介護認知症年金の合計額を差し引いた金額が無い場合、死亡一時金はありません。



当社外部提携サービス 介護コンシェルのご利用について

- つぎの方は当社外部提携サービス「**介護コンシェル**」を無料でご利用いただけます。
・介護認知症年金支払移行特約を付加され、サービス利用のお申込をいただいたお客さま
- お客さまのアフターフォローとして、介護や認知症で困ったときの相談や実務のお手伝いができます。
- **2親等内の親族までご利用**いただけます。

サービス内容

- 電話・メール相談
- 施設紹介・見学手配
- ケアマネジャー紹介
- 認知症予防ツールの提供

※「介護コンシェル」はT&Dフィナンシャル生命との提携により、株式会社インターネットインフィニティが提供するサービスです。
※これらのサービスは、2026年4月現在のものであり、将来変更される場合があります。

指定代理請求特約

- 給付金等の受取人が給付金等を請求できない特別な事情があるとT&Dフィナンシャル生命が認めた場合、指定代理請求人が給付金等（一括受取含む）を請求することができます。
- この特約で請求した給付金等（一括受取含む）は、指定代理請求人の口座に振り込むこともできます。

対象となる給付金等	指定代理請求人の範囲*3	給付金等の振込先
<ul style="list-style-type: none"> ・超過給付加算特約による超過額*1 ・介護認知症年金支払移行特約による介護認知症年金 ・年金支払移行特約（I型）による年金*2 ・新遺族年金支払特約による年金 	<ul style="list-style-type: none"> ①被保険者の戸籍上の配偶者 ②被保険者の直系血族 ③被保険者の3親等内の親族 ※その他上記以外で特別な事情があると、T&Dフィナンシャル生命が認めた方 	<p>本人口座 または 指定代理請求人 口座</p>

- *1 契約者と被保険者が同一人の場合。
- *2 受取人と被保険者が同一人の場合。
- *3 新遺族年金支払特約の場合、①～③における「被保険者」は「受取人」と読み替えます。



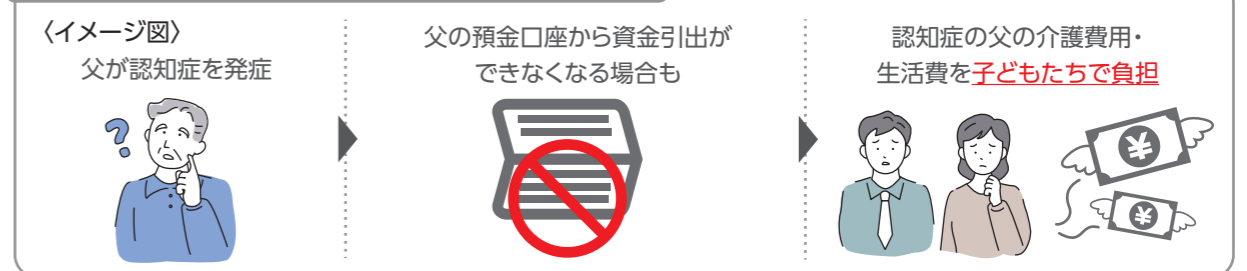
預金の引出等のご不便へのそなえ

- 要介護状態や認知症になり意思表示等が困難な場合、本人が預金の引出等を行なうことができないこともあります。
- 指定代理請求特約を活用することで、その様な事態にそなえることができます。

指定代理請求特約を付加した場合（イメージ）



指定代理請求特約を付加しない場合（イメージ）



⚠ 指定代理請求人が請求した介護認知症年金を被保険者のための費用（治療費や入院費等）以外に使用した場合、指定代理請求人に対し贈与税や所得税が課せられる可能性があります。



充実したアフターフォロー
お電話やインターネットで簡単に手続き・ご請求ができます

ご契約に関するサービス

		電話サービス	インターネットサービス
情報提供	契約内容照会	●	●
	運用状況のお知らせ	*1	*1
電話・インターネットで完結するお手続き	住所変更、生命保険料控除証明書の再発行	●	●
	解約 ※基本保険金額が5,000万円以下の場合に限ります。	●	●
書類が必要なお手続き	解約	●	●
	死亡保険金(各種給付金)請求	●	●
	名義変更/改姓、保険証券再発行 契約内容の変更	●	●

ご利用いただけるサポート

		ご照会	ご利用申込*2
健康相談・健康サポート	M3 Patient Support Program® スマートフォンやパソコンから24時間365日、医師に相談できる等のサービスを提供します。	●	●
権利や財産を守るためのご相談先紹介サービス	成年後見センター・リーガルサポート (くわしくはこちらから) 成年後見制度をはじめとした、判断力が不十分な方の権利や財産を守るためのご相談先を紹介するサービスです。 	●	●
大切なご契約をご家族がサポート	ご家族あんしんサービス(ご家族登録制度) (くわしくはこちらから) 契約者だけでなく登録されたご家族でも、ご契約内容のご確認や手続き書類の送付依頼ができる制度です。 	●	●
介護・認知症サポート	介護コンシェル お客様の「介護」や「認知症」に関する不安やお悩みの解決を充実のサービスでサポートします。 ※対象のご契約の場合に限ります。	●	●
健康増進・オフタイム充実コンテンツ	T&Dクラブオフ 国内外のリゾートホテルやレジャー施設等がお得な優待料金でご利用いただけます。	●	●

*1 こちらはショートメッセージサービスでの情報提供となります。
*2 [T&D クラブオフ]については、T&D クラブオフアライアンス事務局で承ります。
※サービスメニューによりご利用可能時間が異なります。また、保険種類、契約内容によりご提供できるサービス内容が異なります。
※「ご利用いただけるサポート」について、くわしくはご契約時にお渡しする「サービスガイド」をご確認ください。
※[M3 Patient Support Program®]は「エムスリー株式会社」、[介護コンシェル]は「株式会社インターネットインフィニティ」、[T&D クラブオフ]は「株式会社リロクラブ」が、T&Dフィナンシャル生命との提携により提供するサービスです。
※これらのサービスやサポートは、2026年4月現在のものであり、将来変更される場合があります。

インターネットサービスのご利用について

初めてインターネットサービスをご利用の際は、利用申込手続きが必要となります。

インターネットサービスの
利用申込手続きに
ついてはこちら



契約締結前交付書面(契約概要)

変額終身保険(災害加算・I型)

- この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に内容を十分にご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いします。
- 記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「[ご契約のしおり・約款](#)」に記載しておりますのでご確認ください。

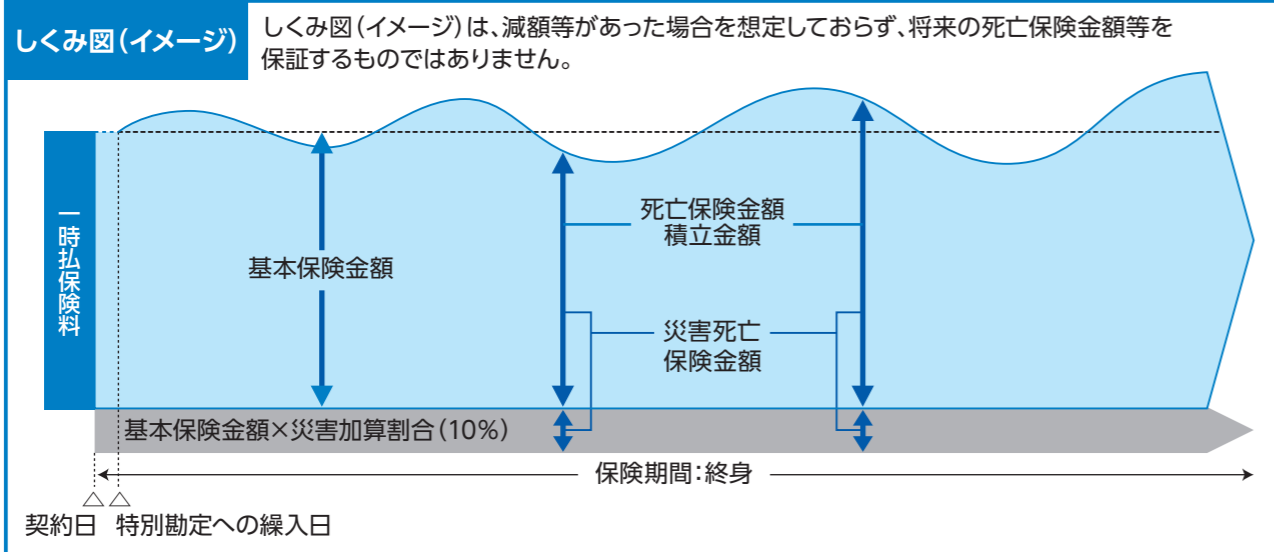
1 引受保険会社の商号と住所等について

- 商号 …………… T&Dフィナンシャル生命保険株式会社
- 住所 …………… 〒105-0023 東京都港区芝浦1-1-1
- お問合せ先 …… T&Dフィナンシャル生命 お客様サービスセンター
☎ **0120-302-572**
ホームページ <https://www.tdf-life.co.jp>

2 この商品の仕組みについて

- 「ハイブリッド おまかせ ライフ」は、特別勘定の運用実績に基づき、災害死亡保険金額・死亡保険金額・積立金額・解約払戻金額などが日々変動(増減)する変額終身保険(生命保険)です。
 - 一時払保険料の全額を、申込日からその日を含めて8日目、契約日、承諾日のいずれか遅い日(その日がT&Dフィナンシャル生命の営業日でない場合は翌営業日)末に特別勘定に繰り入れます。なお、基本保険金額の増額を行なった場合、基本保険金額の増額に対応する保険料は、増額日、承諾日のいずれか遅い日(その日がT&Dフィナンシャル生命の営業日でない場合は翌営業日)末に特別勘定に繰り入れます。
 - この保険の各特別勘定での運用は、金融商品取引業者から提供されたヒアリングシートの結果をもとに特別勘定の配分比率を決定します。
- ※特別勘定の配分比率とは、一時払保険料もしくは基本保険金額の増額に伴って払い込まれる金額の各特別勘定への繰入割合または積立金の移転後の各特別勘定の積立金の構成割合のことをいいます。

2 この商品の仕組みについて(つづき)



- 特別勘定の資産運用は、主に株式・債券などに投資をする各投資信託を通じて行なわれるため、特別勘定の運用実績は株価や債券価格などにより変動します。
 - 死亡保険金最低保証特約を付加していない場合、または死亡保険金最低保証特約を付加し最低保証期間経過後に災害死亡保険金または死亡保険金のお支払事由に該当した場合、災害死亡保険金額または死亡保険金額*1は、特別勘定の運用実績により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**
 - 解約払戻金額*2は、特別勘定の運用実績および解約控除率の適用により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**
 - 特別勘定の配分比率の指定・変更は、金融商品取引業者との投資助言契約に基づいて行なわれるため、お客さまが特別勘定の配分比率を指定したり、変更をすることはできません。
- *1 超過額の判定を行なうご契約の場合は、災害死亡保険金額または死亡保険金額とお支払いした超過額を累計した金額の合計。
- *2 超過額の判定を行なうご契約の場合は、解約払戻金額とお支払いした超過額を累計した金額の合計。

基本保険金額について

■ 災害死亡保険金をお支払いする際に基準となる金額として、ご契約の締結または基本保険金額の増額の際、契約者の申出により、会社の定める取扱範囲内で定めた金額をいいます。この場合、ご契約の締結の際は、基本保険金額相当額をこのご契約の一時払保険料とし、基本保険金額の増額の際は、増額部分の基本保険金額相当額を増額部分の保険料とします。ただし、ご契約の締結後にその金額が変更されたときは、変更後の金額をいいます。

積立金・積立金額について

- 積立金とは、特別勘定資産のうち、このご契約に係る部分のことをいい、積立金額は、特別勘定資産の運用実績により増減します。
- 積立金額は、会社の定める方法により計算した金額となります。

3 保障内容について

名称	お支払事由	お支払金額	お受取人
災害死亡保険金	被保険者が、つぎのいずれかを直接の原因として死亡したとき 1. 責任開始期(基本保険金額の増額が行なわれた場合の増額部分については、基本保険金額の増額の際の責任開始期。以下、同様とします。)以後に生じた不慮の事故による傷害 2. 責任開始期以後に発病した所定の感染症	被保険者が死亡した日の死亡保険金額と、基本保険金額に災害加算割合(10%)を乗じた金額の合計額	死亡保険金受取人
死亡保険金	被保険者が、災害死亡保険金のお支払事由に該当せずに死亡したとき	被保険者が死亡した日の積立金額	死亡保険金受取人

⚠ 死亡保険金最低保証特約を付加し、最低保証期間中に災害死亡保険金または死亡保険金のお支払事由に該当した場合を除き、災害死亡保険金額・死亡保険金額の最低保証はありません。

※被保険者が契約日から特別勘定への繰入日の前日までの間に死亡した場合の死亡保険金額は、基本保険金額と同額となります。

※所定の感染症について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

- 災害死亡保険金と死亡保険金は、重複してお受け取りいただくことはできません。なお、災害死亡保険金または死亡保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅します。
- 契約日から2年以内に被保険者が自殺した場合、契約者が故意に被保険者を死亡させた場合等は、災害死亡保険金または死亡保険金のお支払ができない場合があります。くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

4 基本保険金額の増額について

- 臨時収入などの余裕資金ができた場合や市場の動向を注視しながら、契約者のご都合にあわせて基本保険金額を増額することができます。
- 基本保険金額の増額は、被保険者の同意および当社の承諾が必要です。また、会社の定める方法および当社の取扱範囲内で一時払保険料の特別勘定への繰入日の翌日以後、基本保険金額の増額をお取扱いします。
- 当社は、基本保険金額の増額を承諾した場合、増額保険料相当額を受け取った時(被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時)からご契約上の責任を開始し、この日を増額日とします。

※基本保険金額の増額について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

5 主な特則・特約について

名称	概要
特別勘定の運用方法に関する特則 (ご契約時に必ず適用)	<ul style="list-style-type: none"> ●この特則を適用することにより、つぎの事項について、T&Dフィナンシャル生命が指定した金融商品取引業者と当社との間の投資助言契約に基づいて行なわれます。なお、この特則の適用の際、この特則を適用することにより行なわれることについて契約者の同意が必要となります。 ●ご契約の締結または基本保険金額の増額の際、特別勘定を指定および払込保険料の各特別勘定への繰入割合を指定すること ●特別勘定の積立金を他の特別勘定に移転する時期および移転に際して、移転後の各特別勘定の積立金の構成割合を指定すること ●特別勘定を廃止または特別勘定が統合される場合、廃止される特別勘定の積立金を移転する先の特別勘定を指定すること ●この特則のみの解約をすることができません。
超過給付加算特約 (ご契約時のみ付加可能)	<ul style="list-style-type: none"> ●この特約を付加することにより、積立金額が「基本保険金額に超過給付割合を乗じた金額以上」となった場合、超過額を契約者にお支払いします。 ●お支払いする超過額は、積立金額が基本保険金額に超過給付割合を乗じた金額以上となった日の「積立金額から基本保険金額を差し引いた金額」となります。 ●超過給付割合は、105%、110%、120%、「判定なし」からご選択いただけます。保険期間中に変更することも可能です。その場合、その日から変更後の超過給付割合をもとに超過額の判定を行いません。^{*1} ●超過額の判定は、特別勘定への繰入日の翌日以降毎営業日行ないます。(積立金額が基本保険金額に超過給付割合を乗じた金額以上となった場合も、その翌営業日以降継続して判定を行いません。) ●契約者は、いつでも将来に向かって超過額の判定の中断、再開を請求することができます。 ●この特約のみの解約をすることができません。
終身保険移行特約 (契約日から1年を経過している場合に付加可能)	<ul style="list-style-type: none"> ●この特約を付加することにより、解約払戻金の全部^{*2}を原資とした定額終身保険に移行することができます。 ●この特約を付加し定額終身保険に移行した場合、特別勘定での運用から一般勘定に移行されます。 ●定額終身保険移行後、特別勘定による運用実績の変動の影響は受けません。 ●この特約のみの解約をすることができません。
死亡保険金最低保証特約 (ご契約時のみ付加可能)	<ul style="list-style-type: none"> ●この特約を付加することにより、最低保証期間中の死亡保険金額が基本保険金額を下回る場合、基本保険金額を死亡保険金額として最低保証することができます。 ●最低保証期間は、90歳の年単位の契約応当日の前日までとなります。 ●最低保証期間中に積立金額が基本保険金額を下回っている場合にのみ、死亡保険金を最低保証するために、「死亡保険金を最低保証するために必要な費用^{*3}」をご負担いただけます。 ●この特約のみの解約をすることができません。
介護認知症年金支払移行特約 ^{*4} (軽度介護保障特則適用) ご契約時もしくは中途付加可能	<ul style="list-style-type: none"> ●この特約を付加することにより、被保険者の年齢が40歳以上かつ契約日から1年経過以後、被保険者が公的介護保険制度の「要支援1」以上に認定または「認知症」と診断確定され、介護認知症年金への移行を請求された場合、解約払戻金の全部^{*2}を原資として将来の保険金等に代えて、介護認知症年金を生涯にわたって受け取ることができます。 ●この特約を付加し介護認知症年金支払に移行した場合、特別勘定での運用から一般勘定に移行されます。 ●年金額が10万円に満たない場合、お取り扱いできません。^{*5} ●契約者はこの特約の年金支払開始日前に限り、この特約を解約することができます。 <p>※この特約を付加した場合、軽度介護保障特則が必ず適用されます。そのため、この特則を適用した保障内容を記載しています。</p>

名称	概要
年金支払移行特約 (I型) (契約日から1年を経過している場合に付加可能)	<ul style="list-style-type: none"> ●この特約を付加することにより、解約払戻金の全部^{*2}を原資として将来の保険金等に代えて、年金受取に移行することができます。 ●この特約を付加し年金支払に移行した場合、特別勘定での運用から一般勘定に移行されます。 ●年金額が10万円に満たない場合、お取り扱いできません。^{*6} ●被保険者の年齢によっては、付加できない場合があります。 ●この特約のみの解約をすることができません。
新遺族年金支払特約 (中途付加可能)	<ul style="list-style-type: none"> ●この特約を付加することにより、災害死亡保険金・死亡保険金の全部または一部を、一時金に代えて確定年金で受け取ることができます。 ●この特約を付加し確定年金を受け取る場合、特別勘定での運用は行ないません。 ●年金額が10万円に満たない場合、お取り扱いできません。 ●契約者は災害死亡保険金・死亡保険金のお支払事由発生前に限り、この特約を解約することができます。
指定代理請求特約 (ご契約時もしくは中途付加可能)	<ul style="list-style-type: none"> ●この特約を付加することにより、給付金等の受取人である被保険者が給付金等を請求できない特別な事情があるとT&Dフィナンシャル生命が認めた場合に、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が給付金等の受取人の代理人として、給付金等を請求することができます。

- *1 死亡保険金最低保証特約を付加した場合、超過給付割合は「判定なし」となり、変更することはできません。
- *2 この保険の一部に対してこの特約を付加することはできません。
- *3 死亡保険金を最低保証するために必要な費用について、くわしくはP.24「注意喚起情報」をご覧ください。
- *4 死亡一時金保証期間中に被保険者が死亡した場合、年金原資額からお支払事由が生じた介護認知症年金の合計額を差し引いた金額に相当する金額を死亡一時金としてお支払いします。
- *5 介護認知症年金受取人が、年金支払開始日に介護認知症年金の一括請求をする場合を除きます。
- *6 年金の種類が確定年金または年金原資確保型終身年金の場合で、特約年金受取人が、年金支払開始日に年金の一括請求をする場合を除きます。

6 ご契約の引受条件について

契約年齢 (被保険者の契約日の満年齢)	20～80歳
基本保険金額 (一時払保険料)	100万円以上、9億円以下 (1,000円単位)*1
基本保険金額の増額 (増額保険料)	10万円以上、9億円以下 (1,000円単位)*1
保険料払込方法	一時払
保険期間	終身

*1 同一の被保険者について、基本保険金額(一時払保険料)は「変額終身保険(災害加算・I型)」(すでに加入されているこの保険を含みます)を通算して10億円を超えることはできません。

※この保険は金融情勢等によっては、一部の契約形態において、お取扱を一時停止する場合があります。



●一時払保険料等、具体的なお契約の内容については、「契約申込書」に記入*1していただきますので、お申込の際には、この「契約概要」と「契約申込書」にて、ご契約内容を必ずご確認ください。

*1 電磁的方法による場合は申込画面への入力。

7 配当金について

■この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

8 解約払戻金について

■この保険は解約・減額をすることができます。

■解約の場合の解約払戻金額は、解約日における「積立金額」から「解約控除額(基本保険金額×解約控除率)」を差し引いた金額となります。

※解約日が特別勘定への繰入日前の場合には、基本保険金額に相当する金額を解約払戻金としてお支払いします。

■一部解約(積立金額の減額)の場合の解約払戻金額は、減額日における積立金額の減額部分から「解約控除額(積立金額の減額部分に対応する基本保険金額×解約控除率)」を差し引いた金額となります。

※積立金額を減額した場合、基本保険金額および各特別勘定の積立金額も同時に同じ割合で減額されます。

※減額日が特別勘定への繰入日前の場合には、積立金額に代えて、減額する基本保険金額をご指定いただきます。

※解約控除率についてくわしくはP.25「注意喚起情報」をご覧ください。



●解約払戻金額の最低保証はありません。解約払戻金額*1は、特別勘定の運用実績および解約控除率の適用により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**

*1 超過額の判定を行なうご契約の場合は、解約払戻金額とお支払いした超過額を累計した金額の合計。

9 特別勘定グループおよび特別勘定の種類などについて

- この保険では、1つまたは2つ以上の特別勘定を1つの特別勘定グループとして設定しています。
- 特別勘定は、「ハイブリッド おまかせ ライフ(W5型)」の特別勘定グループに属する特別勘定(今後T&Dフィナンシャル生命がこのグループの特別勘定に新たに定めるものを含む)に限定されます。
- 特別勘定グループに属する特別勘定および各特別勘定の主な投資対象となる投資信託の運用方針などはつぎのとおりです。

《運用会社》野村アセットマネジメント株式会社

特別勘定名	主な投資対象となる投資信託の運用方針
国内株式型 (895)	《投資信託名》ファンドラップ(ウエルス・スクエア)日本株式 ◆主として国内の株式を実質的な投資対象とするファンドへの投資を行ないます。
外国株式型 (896)	《投資信託名》ファンドラップ(ウエルス・スクエア)外国株式 ◆主として世界各国(新興国を含む)の株式を実質的な投資対象とするファンドへの投資を行ないます。外貨建資産については為替ヘッジを行なう場合があります。
債券・安定型 (897)	《投資信託名》ファンドラップ(ウエルス・スクエア)債券・安定型 ◆主として世界の債券を実質的な投資対象とするファンドへの投資を行ないます。外貨建資産については為替ヘッジを行なうことを基本とします。
債券・成長型 (898)	《投資信託名》ファンドラップ(ウエルス・スクエア)債券・成長型 ◆主として世界の債券(ハイ・イールド債券や新興国債券を含む)を実質的な投資対象とするファンドへの投資を行ないます。外貨建資産については為替ヘッジを行なうことを基本とします。
外国債券型 (899)	《投資信託名》ファンドラップ(ウエルス・スクエア)外国債券 ◆主として世界の債券(ハイ・イールド債券や新興国債券を含む)を実質的な投資対象とするファンドへの投資を行ないます。外貨建資産については為替ヘッジを行なわないことを基本とします。
REIT型 (900)	《投資信託名》ファンドラップ(ウエルス・スクエア)REIT ◆主として世界各国(新興国を含む)の不動産投資信託(REIT)を実質的な投資対象とするファンドへの投資を行ないます。外貨建資産については為替ヘッジを行なう場合があります。
オルタナティブ型 (901)	《投資信託名》ファンドラップ(ウエルス・スクエア)オルタナティブ ◆様々な資産を実質的な投資対象とし、絶対的収益や多様な収益機会を目指すファンドへの投資を行ないます。

■特別勘定(ファンド)の主な投資リスクには、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスクなどがあります。この保険では資産の運用実績が直接、積立金額、災害死亡保険金額、死亡保険金額、解約払戻金額などに反映されることから、資産の運用成果および投資リスクはともに契約者に帰属します。

※この保険では、販売する募集代理店などにより異なる「特別勘定グループ」を取り扱う場合があります。



●各特別勘定の主な投資対象となる投資信託については、運用手法の変更、運用資産額の変動などの理由により、投資信託の種類、運用方針、運用会社を今後変更することがあります。また、新たな特別勘定を設定したり、すでに設定された特別勘定を廃止することや複数の特別勘定を統合することがあります。

●各特別勘定について、くわしくは「特別勘定のしおり」をご覧ください。

※これらの投資信託は主としてマザーファンド受益証券に投資するため、マザーファンドを通じた実質的な運用方針を記載しております。

10 特別勘定の指定・変更について

- この保険では、お客さまのヒアリングシートの回答結果により、10種類の運用の型から1つが指定されることで特別勘定の配分比率を決定します。特別勘定の配分比率は、ヒアリングシートの回答の結果、お客さまが想定するリスクとリターン水準に基づき設定されます。運用の型および特別勘定の配分比率は手交される設計書等でご確認ください。
- この保険の特別勘定による運用では、お客さまの資産運用に対するお考えや一時払保険料の資金の性格に沿った特別勘定の配分比率を構築し、この配分比率を目標として値動きの異なる複数の特別勘定に分散投資することによりリスク(リターン)の振れ幅の低減をはかり、長期的に安定した資産形成を追求することを目的とします。また、特別勘定の主な投資対象である投資信託の値上がりや値下がりによって、目標とする配分比率からの乖離が生じた場合、一定のルールに従って目標とする配分比率へ戻す調整を行ないます。あわせて、定期的(原則として3月、6月、9月および12月)に、投資環境や資産の特性を分析し目標とする特別勘定の配分比率の見直しを行ないます。
- つぎの事項について、T&Dフィナンシャル生命が指定した金融商品取引業者と当社との間の投資助言契約に基づいて行なわれます。
 - ・ご契約の締結または基本保険金額の増額の際、特別勘定を指定および払込保険料の各特別勘定への繰入割合を指定すること
 - ・特別勘定の積立金を他の特別勘定に移転する時期および移転に際して、移転後の各特別勘定の積立金の構成割合を指定すること
 - ・特別勘定を廃止または特別勘定が統合される場合、廃止される特別勘定の積立金を移転する先の特別勘定を指定すること

⚠ 特別勘定の配分比率の指定・変更は、金融商品取引業者との投資助言契約に基づいて行なわれるため、お客さまが特別勘定の配分比率を指定したり、変更をすることはできません。

11 特別勘定資産の評価方法について

- 日々、特別勘定資産の評価を行ない、その実績を積立金の増減に反映します。
- 特別勘定資産の評価方法は、つぎのとおりとします。ただし、この評価方法については、今後変更することがあります。
 - ①有価証券その他公正なる会計慣行で有価証券に準じた取扱が適当とされる資産については、時価評価を行ないます。ただし、当日の価格入手が困難な有価証券などについては、前日の価格を用いて時価評価を行ないます。
 - ②上記①以外の資産については、原価法によるものとします。
 - ③為替予約、先物・オプション取引などのデリバティブ取引により生じる債権および債務については、時価評価するものとし、その評価差額(含み損益)を損益に計上するものとします。

12 諸費用について

- ご契約の維持・管理等に必要な費用は、お客さまにご負担いただきます。ご負担いただく諸費用についてくわしくはP.24「注意喚起情報」をご覧ください。

契約締結前交付書面(注意喚起情報)

変額終身保険(災害加算・I型)

- この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込に際して特にご注意いただきたい事項を記載しております。ご契約前に内容を十分にご確認・ご了解のうえ、お申込みいただけますようお願いいたします。
- この「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、**「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。**

⚠ この保険に係る費用はつぎの合計となります

● 保険期間中

項目	内容	費用
保険関係費用	主契約 ご契約の維持等に 必要な費用	年率1.505% (内、投資助言・運用に関するサポート費用は年率0.385%) 【基本保険金額に対して、保険関係費用(年率) / 12を月単位の契約応当日の前日末に控除】
	特約 死亡保険金を 最低保証 するために 必要な費用	年率0.0230%~15.3015% (被保険者の年齢・性別*1により異なります。) 【基本保険金額と積立金額の差額に対して、死亡保険金を最低保証するために必要な費用(年率) / 365を乗じた金額を計算し、月単位の契約応当日の前日末に控除】 <p>基本保険金額と積立金額の差額</p> <p>基本保険金額</p> <p>積立金額</p> <p>最低保証期間</p> <p>契約日 特別勘定への繰入日 最低保証期間満了日(90歳の年単位の契約応当日の前日)</p> <p>※積立金額が基本保険金額を下回っている日のみが対象となります。 *1 被保険者の年齢・性別により異なる死亡保険金を最低保証するために必要な費用(年率)についてくわしくはP.26をご覧ください。</p>

この保険に係る費用はつぎの合計となります（つづき）

項目	内容	費用
運用に関する費用	投資信託に係る費用	投資対象となる投資信託については、運用管理費用（信託報酬）（信託財産に対し最大で年 1.35% （消費税等込み））、信託財産留保額（換金時最大で信託財産の 0.30% ）のほか、売買等の取引費用や監査費用等のその他の費用が信託財産から差し引かれます。また、専用投資信託が投資する投資信託証券には運用実績に応じて成功報酬がかかるものがあります。これらの費用の合計額および上限額については、資産配分、運用状況、運用実績等に応じて異なるため、具体的な金額・計算方法を記載することができません。

●解約または減額をした場合

項目	費用
解約または減額をした場合に 必要な費用	契約日から10年未満で解約または減額される際には基本保険金額（減額については積立金額の減額部分に対応する基本保険金額）に対して、経過年数に応じたつぎの解約控除率（下表）がかかります。

経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
解約控除率	3.50%	3.15%	2.80%	2.45%	2.10%
経過年数	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
解約控除率	1.75%	1.40%	1.05%	0.70%	0.35%

※契約日の10年後の契約応当日以降は、解約控除率はかかりません。

●年金支払移行特約（I型）、新遺族年金支払特約、介護認知症年金支払移行特約により年金をお受取りになる場合

項目	費用
年金の支払管理等に必要な費用	年金額に対して 1.0% * 2 （年金支払開始日以後、毎年の年金支払日に控除します）* 3

* 2 年金の支払管理等に必要な費用は将来変更される可能性があります。

* 3 つぎの年金額については、年金の支払管理等に必要な費用は控除されません。

- ・確定年金の場合：年金支払期間の最終年の年金額
- ・保証期間付終身年金の場合：保証期間の最終年の年金額
- ・年金原資確保型終身年金の場合：年金原資保証期間の最終年の年金額
- ・介護認知症年金の場合：死亡一時金保証期間の最終年の年金額

死亡保険金を最低保証するために必要な費用（年率）

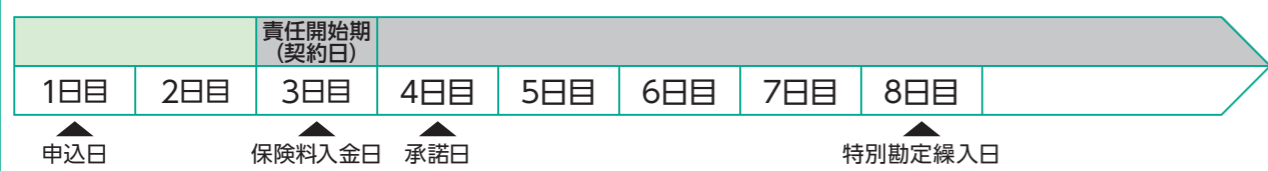
年齢	男性	女性	年齢	男性	女性
20歳	0.0580%	0.0230%	55歳	0.4139%	0.2583%
21歳	0.0610%	0.0240%	56歳	0.4520%	0.2714%
22歳	0.0630%	0.0250%	57歳	0.4932%	0.2864%
23歳	0.0640%	0.0260%	58歳	0.5395%	0.3055%
24歳	0.0640%	0.0270%	59歳	0.5907%	0.3275%
25歳	0.0620%	0.0270%	60歳	0.6481%	0.3506%
26歳	0.0610%	0.0280%	61歳	0.7115%	0.3747%
27歳	0.0610%	0.0290%	62歳	0.7790%	0.3968%
28歳	0.0610%	0.0310%	63歳	0.8516%	0.4179%
29歳	0.0620%	0.0330%	64歳	0.9263%	0.4410%
30歳	0.0640%	0.0360%	65歳	1.0060%	0.4681%
31歳	0.0650%	0.0400%	66歳	1.0909%	0.5013%
32歳	0.0670%	0.0440%	67歳	1.1830%	0.5425%
33歳	0.0690%	0.0480%	68歳	1.2882%	0.5928%
34歳	0.0710%	0.0530%	69歳	1.4089%	0.6531%
35歳	0.0760%	0.0590%	70歳	1.5499%	0.7256%
36歳	0.0820%	0.0630%	71歳	1.7176%	0.8123%
37歳	0.0900%	0.0690%	72歳	1.9091%	0.9132%
38歳	0.0980%	0.0760%	73歳	2.1335%	1.0272%
39歳	0.1071%	0.0810%	74歳	2.3943%	1.1526%
40歳	0.1171%	0.0860%	75歳	2.7030%	1.2923%
41歳	0.1271%	0.0910%	76歳	3.0673%	1.4525%
42歳	0.1381%	0.0960%	77歳	3.4981%	1.6434%
43歳	0.1481%	0.1021%	78歳	4.0004%	1.8744%
44歳	0.1601%	0.1101%	79歳	4.5732%	2.1519%
45歳	0.1752%	0.1211%	80歳	5.2113%	2.4794%
46歳	0.1912%	0.1351%	81歳	5.9138%	2.8603%
47歳	0.2102%	0.1501%	82歳	6.7055%	3.2923%
48歳	0.2303%	0.1651%	83歳	7.6164%	3.8123%
49歳	0.2533%	0.1802%	84歳	8.6191%	4.4227%
50歳	0.2784%	0.1932%	85歳	9.7052%	5.0956%
51歳	0.3035%	0.2062%	86歳	10.9048%	5.8524%
52歳	0.3275%	0.2192%	87歳	12.2286%	6.7023%
53歳	0.3526%	0.2323%	88歳	13.6901%	7.6574%
54歳	0.3827%	0.2453%	89歳	15.3015%	8.7301%

※死亡保険金を最低保証するために必要な費用の計算に用いる被保険者の年齢は、年単位の契約応当日の年齢をその保険年度内適用します。

3 T&Dフィナンシャル生命が承諾した場合、一時払保険料相当額の受取が完了した時からご契約上の責任を開始します [責任開始期と契約日] (増額日)

- T&Dフィナンシャル生命がお申込みいただいたご契約(増額)の引受を承諾した場合、一時払保険料相当額の受取が完了した時からご契約上の責任を開始します。契約日(増額日)はT&Dフィナンシャル生命の責任開始の日となります。
- 一時払保険料は、お申込日からその日を含めて8日目、契約日、承諾日のいずれか遅い日(その日がT&Dフィナンシャル生命の営業日でない場合は翌営業日)末に特別勘定に繰り入れます。なお、増額の場合、一時払保険料は増額日、承諾日のいずれか遅い日(その日がT&Dフィナンシャル生命の営業日でない場合は翌営業日)末に特別勘定に繰り入れます。
- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとT&Dフィナンシャル生命のご契約締結の媒介を行なう方で、ご契約締結の代理権はありません。したがって、ご契約は、お客さまからのご契約(増額)のお申込に対してT&Dフィナンシャル生命が承諾したときに有効に成立します。

イメージ図



4 つぎのような場合には、死亡保険金等をお支払いできないことがあります

- 災害死亡保険金・死亡保険金を詐取する目的で事故を起こしたとき(未遂を含む)や、契約者、被保険者、死亡保険金受取人、生存給付金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等の重大事由により、ご契約が解除となった場合
- ご契約の締結または基本保険金額の増額に際しての詐欺行為により、ご契約が取り消された場合や、災害死亡保険金・死亡保険金の不法取得目的により、ご契約が無効となった場合(この場合、払い込まれた保険料は払い戻しません)
- 災害死亡保険金・死亡保険金の免責事由に該当した場合(例えば、契約日からその日を含めて2年以内に被保険者が自殺した場合や契約者・死亡保険金受取人の故意によって被保険者を死亡させた場合等)
- その他災害死亡保険金・死亡保険金をお支払いできない場合について、**くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。**

5 解約払戻金額は、お払込保険料を下回ることがあります

- この保険の解約払戻金額は最低保証されませんので、解約払戻金額*1は、特別勘定の運用実績および解約控除率の適用により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**解約払戻金額の計算について、くわしくはP.21「**契約概要** 8 **解約払戻金について**」をご覧ください。

*1 超過額の判定を行なうご契約の場合は、解約払戻金額とお支払いした超過額を累計した金額の合計。

6 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。
- T&Dフィナンシャル生命は、生命保険契約者保護機構に加入しております。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがあります。ただし、この場合においても保険金額等が削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構: TEL 03-3286-2820
 [月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時]
 ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

- くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。**

7 この保険は生命保険であり、預金や投資信託ではありません (募集代理店が銀行等の金融機関の場合、ご確認ください)

- この保険は、T&Dフィナンシャル生命を引受保険会社とする生命保険ですので、預金とは異なり元本保証はありません。また、預金保険制度および投資者保護基金の対象ではありません。

8 現在のご契約を解約・減額することを前提に、新たにご契約のお申込をされる場合、契約者にとって不利益になる場合があります

- 現在T&Dフィナンシャル生命または他社等でご加入されているご契約を解約または減額するときには、一般的につぎの点について、契約者にとって不利益となる場合があります。
 - 解約払戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となる場合があります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約払戻金は、まったくないかあってもごくわずかの場合があります。
 - 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失なう場合があります。
 - 現在ご加入されているご契約を解約された場合、一度解約されたご契約は元に戻すことはできません。また、現在ご加入されているご契約を減額された場合、元の契約に戻す(復旧)取扱に制限を受けることがあります。
 - 保険料の基礎となる予定利率等は、現在のご契約と新たにご契約とで異なる場合があります。例えば、新たにご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低い場合、通常、主契約等の保険料が高くなります。
- ※保障の見直しにあたっては、契約転換制度を利用する方法や増額・中途付加をする方法等もありますので、あわせてご確認ください。

9 特別勘定について

- 特別勘定グループ・特別勘定の種類、特別勘定の指定・変更および特別勘定資産の評価方法について、くわしくはP.22「**契約概要** 9 **特別勘定グループおよび特別勘定の種類などについて**」P.23「**契約概要** 10 **特別勘定の指定・変更について**」P.23「**契約概要** 11 **特別勘定資産の評価方法について**」をご覧ください。

10 この保険にはつぎのようなリスクがあります

- この保険は、特別勘定の運用実績に基づき、災害死亡保険金額・死亡保険金額・積立金額・解約払戻金額などが日々変動（増減）する変額終身保険（生命保険）です。
 - 特別勘定の資産運用は、主に株式・債券などに投資をする各投資信託を通じて行なわれるため、特別勘定の運用実績は株価や債券価格などにより変動します。
 - 死亡保険金最低保証特約を付加していない場合、または死亡保険金最低保証特約を付加し最低保証期間経過後に災害死亡保険金または死亡保険金のお支払事由に該当した場合、災害死亡保険金額または死亡保険金額^{*1}は、特別勘定の運用実績により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**
 - 解約払戻金額^{*2}は、特別勘定の運用実績および解約控除率の適用により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**
 - 特別勘定の投資リスク（価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスクなど）は契約者に帰属します。
 - 特別勘定による資産運用の結果が契約者の期待どおりでなかった場合でも、T&Dフィナンシャル生命または第三者（募集代理店の担当者など）が契約者に何らかの補償・補填を行なうことはありません。
- *1 超過額の判定を行なうご契約の場合は、災害死亡保険金額または死亡保険金額とお支払いした超過額を累計した金額の合計。
*2 超過額の判定を行なうご契約の場合は、解約払戻金額とお支払いした超過額を累計した金額の合計。

11 解約払戻金のお支払などのお手続きを延期・停止することがあります

- 特別勘定資産の運用に大きな影響を及ぼす解約払戻金のお支払については、お手続きを延期することがあります。
- 戦争その他の変乱などの突発的な異常事態によって特別勘定資産の売買ができない場合は、解約払戻金のお支払などのお手続きを延期・停止することがあります。**くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。**

12 借入を前提としたお申込はお取り扱いしていません

- 保険料を借入金で調達した場合は、特別勘定の運用実績によっては、解約払戻金額等が借入金および借入金に係る利子の合計額を下回り、借入金等の返済が困難になることがあります。したがって、お払込保険料に充当するための借入を前提としたお申込はお取り扱いしていません。


13 税金のお取扱について

- 払込保険料
お払込みいただいた保険料は、お払込みいただいた年の生命保険料控除の対象となります。
- 災害死亡保険金・死亡保険金

契約例			課税のお取扱
契約者	被保険者	死亡保険金受取人	
本人	本人	配偶者	相続税
本人	配偶者	本人	所得税（一時所得）＋住民税
本人	配偶者	子	贈与税

※契約者（＝保険料負担者）と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人の場合、相続税法第12条の適用により、他の死亡保険金等と合算して、「生命保険金の非課税枠（50万円×相続税法で定める法定相続人数）」まで非課税となります。

- 解約払戻金
解約払戻金と払込保険料残額^{*1}との差額（解約差益）に対し、所得税（一時所得）および住民税が課税されます。
 - 超過額（超過額の判定を行なうご契約の場合）
受け取った超過額は、所得税（一時所得）＋住民税の対象となります。
 - 超過額の受取に係る所得税（一時所得）は、「同一年の超過額の合計－必要経費－特別控除（50万円）」を基に計算します。
 - 必要経費は受け取った超過額に相当する保険料となり、払込保険料残額^{*1}が限度となります。よって、払込保険料残額^{*1}の限度内で超過額の受取を行なう場合は課税されません。
 - 払込保険料残額^{*1}を超える超過額の受取を行なう場合は、受け取った超過額から払込保険料残額^{*1}と特別控除（50万円）を差し引いた金額の2分の1が課税の対象となります。
- *1 払込保険料残額とは一時払保険料から、必要経費の合計額を差し引いた金額（負の場合はゼロ）のことをいいます。
- 年金（介護認知症年金支払移行特約、年金支払移行特約（I型）、新遺族年金支払特約を付加した場合）
年金は所得税（雑所得）＋住民税の対象となります。
- ※これらの特約を付加した場合の死亡一時金は相続税法第12条が適用されません。
※指定代理請求特約を付加し、指定代理請求人が年金を請求した場合においても、税金のお取扱は同様となります。

 **くわしくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。また、税制については2026年4月現在の内容について記載しておりますが、今後変更される可能性がありますのでご注意ください。個別の税務等詳細についてはお近くの税務署にご確認ください。**

14 苦情・相談窓口について

■生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、つぎのお問合せ先へご連絡ください。

お問合せ先

T&Dフィナンシャル生命 お客様サービスセンター

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日等を除く）

 **0120-302-572**

■この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。
（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

ホームページアドレス

<https://www.seiho.or.jp/>

生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

※お問合せ先については、（一社）生命保険協会のホームページでご確認いただくか、T&Dフィナンシャル生命お客様サービスセンターまでご照会ください。

15 保険金等のお支払について

■お客さまからのご請求に応じて、保険金等のお支払を行ないますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにT&Dフィナンシャル生命お客様サービスセンター（TEL:0120-302-572）にご連絡ください。

■お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」・T&Dフィナンシャル生命ホームページにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。

■T&Dフィナンシャル生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、契約者のご住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

■保険金等のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金等のお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等にはご連絡ください。

? この保険をよりご理解いただくための用語解説

特別勘定

この保険の資産を管理・運用するための専用の勘定をいいます。この保険では、複数の特別勘定が用意されており、それぞれ投資信託が主要な投資対象先となっています。これらの特別勘定での運用実績やリスクは契約者に帰属します（主なリスクについては下記をご覧ください）。

積立金

特別勘定で管理・運用されている資産のうち個々のご契約に係る部分をいいます。積立金額は、特別勘定の運用実績により毎日変動（増減）します。解約払戻金額は、解約請求を会社が受け付けた日の「積立金額」から「解約控除額（基本保険金額×解約控除率）」を差し引いた金額となります。

ベンチマーク

投資信託の運用を行なうにあたって、運用成果の目標の基準となる指標をいいます。ベンチマークは投資信託の投資対象により異なるものが採用され、一般的に日本株の運用においては、日経平均株価（日経225）やTOPIXなどがよく用いられます。また、ベンチマークを設定しない投資信託もあります。なお、各投資信託において、ベンチマークが同一の場合でも、運用手法の相違などにより運用実績は異なることがあります。運用手法としては、ベンチマークとの連動を目指す運用手法や、ベンチマークを上回る成果を目指す運用手法などがあります。

投資リスクについて

・価格変動リスク

株価が国内外の政治・経済・社会情勢の変化などの影響を受け下落するリスクをいいます。一般に、株価が下落した場合、ファンドの基準価額の下落要因となる場合があります。

・金利変動リスク

金利変動により債券価格が下落するリスクをいいます。一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落し、ファンドの基準価額の下落要因となる場合があります。

・為替変動リスク

外国為替相場の変動により外国通貨建資産の価格が下落するリスクをいいます。一般に、外国為替相場が対円で下落（円高）になった場合、ファンドの基準価額の下落要因となる場合があります。

・信用リスク

株式や公社債などの発行体が経営不振などの理由により、利息や償還金を決められた条件で支払うことができなくなるリスクをいいます。一般に、このような場合、ファンドの基準価額の下落要因となる場合があります。